

情報通信審議会 電気通信事業政策部会

ユニバーサルサービス政策委員会（第50回）・

ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関する

ワーキンググループ（第7回）合同会合

議事概要

1. 日時：2026（令和8）年4月7日（火）15：02～17：11

2. 場所：Web会議による開催

3. 出席者：

（1）委員：

※印はユニバ政策委のみの構成員。☆印はワーキンググループ（WG）のみの構成員。無印は両会合兼任

大谷和子《ユニバ政策委》主査（株式会社日本総合研究所執行役員）

高橋賢《ユニバ政策委》主査代理（横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授）、

関口博正《WG》主査（神奈川大学経営学部教授）☆、

相田仁《WG》主査代理（東京大学特命教授）☆、

春日教測専門委員（東洋大学経済学部教授）、

砂田薫専門委員（国際大学グローバル・コミュニケーション・センター主幹研究員）、

長田三紀専門委員（情報通信消費者ネットワーク）、

岡田羊祐委員（成城大学社会イノベーション学部教授）※、

藤井威生専門委員（電気通信大学先端ワイヤレス・コミュニケーション研究センター教授）

三友仁志構成員（早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授）☆

（2）WGオブザーバ：

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、

ソフトバンク株式会社

（3）ヒアリング事業者

NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、

株式会社ZTV、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

（4）事務局（総務省）

吉田恭子総合通信基盤局電気通信事業部長、井上淳事業政策課長、

岸洋佑事業政策課調査官、平松寛代基盤整備促進課長、

森田悠介基盤整備促進課企画官、隅田昂平基盤整備促進課課長補佐、

望月俊晴基盤整備促進課課長補佐

【大谷主査】

ただいまから第50回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第7回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を開催いたします。

まずは、事務局から、配付資料の御確認をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。議事次第、資料1から資料3及び参考資料を構成員の皆様には事前に送付しております。また、傍聴されている方には資料を掲載している総務省ウェブサイトをお案内しております。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、議事に進ませていただきます。本日は、最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方の検討につきまして、NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社様、そして株式会社ZTV様、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟様にヒアリングを実施したいと思います。

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社は待ち時間20分程度、株式会社ZTV及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟は15分程度で御説明をお願いいたします。そして、その後に質疑・意見交換の時間を取らせていただきたいと思います。

本日は時間が限られていることもございまして、恐れ入りますけれども、進行管理のために残り時間が5分、3分、それから0分になった時点で事務局から合図を出させていただきますので、それを目安に発表の時間をコントロールしていただくようお願いいたします。

それでは、最初にNTT東日本・西日本様からの御説明をお願いいたします。

【NTT西日本】

NTT西日本の木下と申します。NTT東日本・西日本を代表しまして発表させていただきます。よろしくお願いいたします。本日は時間も限られてございますので、ポイン

トを絞ってお伝えしたいと思います。

では、次のページをお願いいたします。まず、「はじめに」ということでいっぱい書いてございますけども、ポイントは2矢尻目の真ん中にあるインフレの進展、あとベンダーや委託先からの価格転嫁の要請に適切に応えていくといった責任、あと最近激甚化災害が頻発してございますので、こういった状況ではなかなか事業者独力のコスト削減だけではインフラを支えていくのは非常に難しいということから、モバイルサービスや新技術の一層の活用を図ることでみんなで支えていくということが必要ではないかということを書いてございます。

では、次のページをお願いいたします。本日、電話のユニバーサルサービス制度、現行のブロードバンドユニバーサルサービス、最終保障提供責務の3点についてお話をさせていただきたいと思います。

4ページをお願いいたします。まず、電話のユニバーサルサービスでございます。今の加入電話の基本料の収支状況ですけれども、下の図を見ていただくと赤字が年々拡大しているんですけれども、2024年度につきましては609億円の赤字に対して補填額が28億円と5%にとどまっているといった状況でございます。

次のページです。移行期の加入電話のコストですけれども、今ユーザー数はどんどん減っていくんですけれども、同一のケーブルに多くのユーザーが使用されていたり、保守エリアの関係等もございますので、ユーザー数を減らしたからといってコストがリニアに減っていくわけではないということから、固定電話の赤字拡大は避けられないといった状況だと考えてございます。

次のページをお願いします。それを踏まえまして、今は赤字額の5%程度しかもらえていない加入電話のユニバーサルサービス制度を少し改善いただきたいということをここに書いてございます。

まず、1矢尻目ですけれども、上のパラグラフはこの制度ができたときの背景を書いてございます。1つ目は非効率性の排除が必要ということでLRICモデルによる算定。2つ目は、競争の行われていない不採算地域の赤字、いわゆる回線単価上位4.9%に限った補填ということで、この4.9%は、当時ドライカップー電話、おとくラインとか他社さんがやっていたらしゃる電話が提供されていないエリア、本当に非競争エリアが大体5%ぐらいあったものですから、そこに限った補填をするということになったということと、あと3つ目ですけれども、これはNTSコストが通話料から基本料に

落ちてきたときに、当時7円から8円の番号単価がさらに上がってしまうということから、一旦国民負担を回避するために2σというものが導入されたといった経緯がございます。

しかしながら、1つ目はLRIC方式、これは2035年の加入電話のサービス終了が予定されてございますので、最新技術の設備を用いたLRIC方式をベンチマークとして効率化を行うことは現実的に不可能といった状況になってございますので、こういったものはもう必要ないのではないかとこの点。

2つ目は、先ほどの4.9%の回線単価上位に限った補填も、契約者数が減っていることはもちろんですが、直収電話を提供する事業者、いわゆる1社のみですね、当該事業者も2029年度にはサービス終了予定ということで、我々が固定電話で競争する相手はもうなくなっているということから、こういった競争があるということが前提になって設けられた閾値は必要ないのではないかとこのことを書いてございます。

3つ目は、赤字額と番号単価、番号単価が特に直近では2円まで下がってきてございますので、こういった2σのような時限立法的なものはもう必要ないんじゃないかということで、この辺りの解除をお願いしたいと考えてございます。

7ページは固定電話の契約者数で8割減というところでございまして、我々もそうですし、直収電話の提供事業者も同じ状況ということでございます。

次のページです。これが交付金の番号当たりの単価ですけど、2006年、2007年、2008年、2009年の辺りは7円から8円程度でした。そこからコスト削減等を実施しまして、今は2円から3円程度になっているといった状況でございます。

それを受けて、先ほど申し上げたとおり、「当分の間の措置として、もともと時限立法として採用されていたものということもございまして、そういった理屈や、先ほどの十分に今は単価が下がっているといった状況も踏まえまして、「全国平均費用+2σ」から「全国平均費用」へ見直していただきたいということと、先ほど申し上げた回線単価上位4.9%も、もう競争環境にないといったところから全収容局へ見直していただきたいと考えてございます。

この2つの見直しを行った場合どれぐらいの単価になるのかということですが、1番と2番をどちらも外しても今の2円が6円程度と、1番だけだとプラス2円で4円程度ということですが、2σが導入された当時の7円、8円といった時代に比べれば、2つ外したとしてもそれと同等以下といった水準になるといったところ

ろでございます。

あと、3つ目は全然毛色の違う話なんですけれども、今、NTT東日本と西日本の赤字額と交付金額の比率には少し格差がございます。交付金額は東西合計で赤字の5%ですけど、東日本は7%、西日本は2%ということで、少し東日本・西日本の赤字額に対する補填の割合が違うということで、これはかなりテクニカルな数式が影響しているというところから、そこも併せて見直していただきたいということですが、今回は細かい話でございますのでエクスキューズにとどめたいと考えてございます。

次は11ページでございます。これは先ほどの①と②を外したときに、2円からそれぞれどれくらい上がるかということで、全部外すとプラス120億円の交付金が出るということですが、この120億円が仮に加算されたとしても、赤字額は今600億円です。その赤字額の一部の補填という状況に変わりはないということと、この交付金のプラスというのは決して我々が利益を出したいといったものではなく、こういったものは物価高とか人件費高騰が続く中、委託先の価格転嫁の要望に応えたりとか、こういった加入電話の安定的なサービスを維持するために使わせていただきたいと考えてございますので、その用途も含めて、ぜひ御判断いただきたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。代替サービスに係る交付金です。これはワイヤレス固定電話とかモバイル網固定電話ですが、結論としましては、ワイヤレス固定電話も全国展開にはなったんですけど、まだこれからどうなるかというところが不明ということと、モバイル網固定電話もまだスペックも決まっていないといったところから、光回線電話も含めて代替サービスに係る交付金の算定方法については、もう少し実態が見えてきてからでよろしいのではないのでしょうかということを書いてございます。

ここまでの電話のユニバーサルサービスでございます。

続きまして、今度は現行のブロードバンドユニバーサルサービス制度でございます。これにつきましては以前に発表している内容とかぶりますけれども、今、NTT東日本・西日本とZTVさんの3者のみが手を挙げていて、2025年度の交付金額を左下書いてございますけども、あまり頂けていないといった状況になってございます。これは制度がかなり厳しいということから、制度の見直しを15ページでも図っていただきたいと、これは前回のワーキングで話した内容とかぶりますので説明はしませんけれども、た

だ、海底ケーブルについては前回あまり説明が足りていなかったところもございますので、少しそこについて補足の説明をさせていただきます。

離島の特徴ですけれども、下に図がございます。大体離島というのは特別支援区域と一般支援区域が混ざっているというのがほとんどでございます。今、我々、ブロードバンド収支が黒字の事業者については特別支援区域しかもらえないといったところになってございますので、この図でいきますと100回線のうち特別支援区域が10、一般支援区域が90でいけば1割の補填しかもらえないというところでございます。ただ、海底ケーブルは離島の命綱になってございますので、ここが破損してしまえば特別支援区域も一般支援区域もなく全体が同じ被害を被ってしまうということから、こういった離島の通信に対して海底ケーブルが命綱になっているといった特性を見て、ここは全域を特別支援区域にして補填するという制度に見直していただきたいということについて書いてございます。

17ページ、18ページ、19ページは構成員限りでございますけれども、各離島が特別と一般が混じっているということを見ていただければと思っております。

続きまして、最終保障提供責務でございます。最終保障提供責務につきましては、まず、現行のブロードバンドユニバーサルサービス制度は約380町字の算定をしておりますけれども、かなり算定が複雑な状況になってございまして、今、最終保障提供責務は未整備世帯が最大162万の母数がございまして、今の算定方法をそのまま持ち込むのは非現実ということから、少し算定方法の見直しから提案させていただきます。

何が大変かと言いますと、22ページ目の図を見ていただきますと、一番右のルートCに最終保障提供責務を届けようと思った場合に、例えば電柱1、電柱2、電柱3と左側に3色がついているところというのは、それぞれの3色の先に何回線ついているかというのを確認して按分すると、電柱4と5は今度緑と青ですので、その電柱の先に何本についているかということを確認して按分するという作業なんですけれども、実際のルートはこんなきれいにはできておらず、本当に1電柱1管路、どこに何が行っているかというのを全部確認して回線数を把握して分計すると、これにかなり稼働がかかっていて、既設設備の扱いにかなり手を焼いているといった状況でございます。

したがって、次のページで、算定方法については2案提案したいと考えてございます。新設設備はどちらも個別に算定することはやぶさかではないんですけれども、左の案1というのは既設設備の費用をある実績単金、我々の案でいきますと、例えば今

380町字で原価届出していますので、そういう届出しているものの平均を使うということで、ここをある意味モデル化してしまうということで収入と費用を取って赤字額を算出するというものです。それから、もう一つの案2は既設設備の費用と収入を相殺してしまうというもので、こういった2案を提示させていただいてございます。

制度趣旨からすれば案1のほうが望ましいと考えられると思いますけれども、最終保障提供責務はNTT東日本・西日本以外の事業者も参入いただいてぜひ支えていただきたいということから、既設設備の算定が非常に困難、厳しいといった事業者には、例えば案2でも選択可能というようなことにしておけば、少し算定に関する煩わしさはなくなると考えることができるのではないかとということで、我々だけではなく事業者みんなのことを考えると、案1のみならず、案2も算定方法として事業者が選択できる、許容するという形にしておくのがよろしいのではないのでしょうかということで提案させていただきたいと考えてございます。

その上で、最終保障提供責務の履行に関する赤字の確実な回収ということで、今、最終保障提供責務は本当に義務として我々がやるということになりますので、申込承諾後に、例えば解約だとか、あと新規参入があったといった状況であったとしても、これは全額補填いただきたいということが書いてございます。

保守費、減価償却費、撤去費それぞれをこのように算定していただきたいと書いてございます。撤去については、基本的には将来の申込みのために残置することが多いですが、安全保障上どうしても撤去しなきゃいけないという場合がございますので、そのような場合は補填対象とすることをお願いしたいと考えてございます。

次のページです。必要十分かつ合理的な水準についてなんですけれども、新設設備について、我々が全額補填いただけるからといって非効率な設備は造らないですけれども、もしそういった心配があるということであればサンプリング調査を実施していただくということがよろしいのではないかなと考えてございますので、そういったことを書いてございます。

あと、近隣事業者に支払うべき「必要な協力」の対価の「合理的な水準」ですけれども、これは我々が代替手段を誰かから借りるといった場合においては、大抵の場合はスペースの関係とか地権者の関係とかでその事業者からしか借りられないパターンが多いと考えられますので、その事業者さんがすごく高い値で我々に貸していただいた場合、それをそのまま交付金には入れるんですけど、それが適切でないとなった場合

は、我々の交付金ではなく、その事業者さんの貸出金額が適正になるように当該事業者へ指導いただきたいと書いてございます。

次のページです。現行制度と最終保障交付金に係る制度の整合についてなんですけれども、これは先ほど算定方法を少しくやったらいいのではないのでしょうかということで案を2つ提示したんですけど、これは現行のブロードバンドユニバーサルサービスとは算定方法が異なるという形にはなりますけれども、もともと現行のブロードバンドユニバーサルサービスと最終保障提供責務は、例えば町字単位とか回線単位が違ったり、あと例えば新設設備があつたりなかったりという話が違ったりしますので、もちろん寄せることは、それは正しいと思うんですけども、必ず一緒じゃなきゃ駄目だという制約を設けるとまた事業者の選択できる幅も狭まってしまうということから、ここは柔軟に考えていただくことがよろしいのではないのでしょうかということを書いてございます。

最後、上記以外の論点ということで、役務提供確認の確立に向けた検討については、2月6日に第1回事業者会合を実施しまして、5月末までに3回程度の会合をやっていくことを予定してございます。2027年5月には制度の運用を開始しなければならないということですけども、300社以上の事業者をまとめていかなきゃいけないということで、少し意見が対立するというパターンも想定されますので、その場合は委員会・ワーキングで方向感をぜひ出していただきたいと考えてございます。

次のページをお願いいたします。最終保障事業者が役務提供を拒否できる「特にやむを得ない理由」については、今、答申の中で切り立った崖の上とかアスベスト住宅等、かなり極端な例を書いてございますけれども、もうちょっと実行上で発生するものも認識を合わせておく必要があると思いますので、ガイドライン策定時に、例えば設備とか建物の様態等、第三者起因とか、この辺りについて少し認識を合わせていただきたいということで、その要望を書いてございます。

続きまして、32ページです。第一種適格電気通信事業者の指定・申請手続の見直しと、次の33ページは第二種適格電気通信事業者で同じでございまして、ここについては事業者の過度な負担にならない方法についてぜひ検討いただきたいと考えてございますので、その要望だけお伝えできればと思ってございます。

当社からの発表は以上でございます。

【大谷主査】

時間進行に御協力いただきましてありがとうございます。

それでは、ヒアリングを続けさせていただきたいと思います。次の順番で株式会社ZTV様、プレゼンテーションをお願いいたします。

【ZTV】

ありがとうございます。それでは、早速発表させていただきます。発表させていただくのは、私、ZTVの清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最終保障提供責務の導入等に伴う基礎的電気通信役務制度の在り方に関する第三次答申に向けた検討の進め方について、弊社の意見を述べさせていただきます。第二種適格電気通信事業者としての立場と、あと第二種負担金を負担する側の事業者としての立場の両面から考えた内容としてお伝えできればと考えております。みんなで支えるユニバーサルサービスの実現に少しでも寄与できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。頂戴している時間は15分ということで、短い時間ではございますがよろしくお願いいたします。

本日発表させていただく内容につきましては、この4項目となります。1番、2番、3番につきましては第3回のワーキンググループでも少しお話しさせていただいた内容となっております、重複する部分もございますが御容赦いただければと思います。

まず最初に、弊社を知っていただくために簡単な会社紹介をさせていただきます。三重県津市を中心に滋賀県、和歌山県、京都府でケーブルテレビ事業を行っておりますケーブルテレビ事業者です。画面右側の地図のうち、色が塗られているエリアが弊社のサービス提供エリアとなっております。ケーブルテレビのサービスは約30万軒、インターネットサービスは約16万軒に向けてサービス提供を行っております。

平成6年（1994年）に開局しまして、2024年10月で開局30周年を迎えたというケーブルテレビ事業者でございます。

それでは、本題に入らせていただきます。第3回のワーキンググループで弊社が発表させていただいた内容と同じものになりますが、こちらは原価算定のための回線数確認を行う際に区域分けがございます。その区域分けが国勢調査で使われているKEYCODEとなっている点について、加入者様の住所とKEYCODEをひもづけるような形でデータベース化をお願いできないかと要望した内容になっております。こちらは3月

に行われました二次答申におきまして、速やかに検討することとしていただいております。

続きまして、こちらも第3回のワーキンググループで弊社が発表させていただきました内容です。一般支援区域における交付金交付要件として事業年度が4月から3月の収支が赤字という条件がございますが、この適格事業者が毎年提出する収支表というのは事業年度に縛られておりまして、4月から3月であることとなっているのですが、赤字ではない事業者が赤字であることの証明は不要ということで理解しておりますので、事業者ごとの事業年度で収支表を提出することを可としていただけないかということをお願いさせていただいております。こちらも二次答申におきまして速やかに検討することとしていただいております。本件と先ほどのKEYCODEのデータベース化が実現されることで、これから第二種適格電気通信事業者の申請を検討している通信事業者様がいらっしゃると思うんですけども、ほかの事業者様も含め申請がしやすくなる有益な内容として期待しております。検討を進めていただけるとということで感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

ここからは第三次答申に向けた論点に対する弊社意見となります。弊社は第二種適格電気通信事業者でありますので、主にブロードバンドユニバーサルサービスに関する意見となります。まず、最終保障提供責務に関連する内容となります。検討事項1の2の近隣電気通信事業者が協力を拒否できる「正当な理由」、「特にやむを得ない理由」等のガイドライン化についての内容になりますが、まず、弊社が協力する側、つまり設備を貸し出す側になった場合、この場合は光ファイバケーブルの予備芯や自社の事業計画に必須となる設備は除外させていただけることが望ましいのではないかと考えており、そういった内容を希望しております。ケーブルのみならず、中継所の機器設置場所の提供とか安定した電源供給とかも含まれてくることになるかと考えております。

また、反対に弊社が設備を借用するケース、弊社が最終保障提供事業者となりまして近隣電気通信事業者様から設備をお借りする場合、こういった際には一定程度の保守要件を満たしていただく必要があるのではないかと考えております。かなり細かくはなるんですけども、保守対応可能時間の設定や、障害やメンテナンス時の受付窓口の設定等、運用に関するガイドラインのようなものがあればいいのではないかと考えております。

次に、最終保障提供責務の交付金の交付手続についてです。こちらは答申案に記載されているとおり、二種適格における交付と同様で年1回の手続とすることで問題ないと考えております。発生の都度申請となりますと、申請する側(私ども通信事業者)、あと申請される側、これは総務省さん、もしくはT C Aさんになるかと思うんですけども、どちらにとっても業務の負担が大きくなると考えられるため、年1回の手続でいいのではないかと考えております。

それでは、その次に第二種交付金の算定方針につきましてです。答申案に記載していただいているとおり、収入費用方式とすることに賛同いたします。NTT東日本様、NTT西日本様の発表の中と一部重なる部分はありますが、最終保障電気通信事業者にとって極力負担が少なくなる制度というのを希望いたします。理想としましては、これが利益を出すものではないと理解しているんですけども、赤字額がゼロになる、理想はプラスマイナスゼロとなるところが理想論ではないかと思えます。

続きまして、次は現行の第二種交付金制度の見直しについてです。譲受した公設設備に関する交付金の交付についてです。まず、法施行日前に譲受した公設設備ですが、こちらは対象となる期間をいつまで遡るかを含めて一定の基準が必要と考えております。弊社でも交付金対象となる可能性の区域がある反面、法施行前に双方条件、行政様と私ども双方条件が折り合って譲受したということを鑑みますと、対象区域が広がることで負担金全体が増加することになるので、こういった点につきまして、慎重な議論、検討が必要ではないかと考えております。

また、法施行日以降の整備後、譲受した公設設備につきましては、設備更新を条件に譲受する場合等々もございますので、弊社はケーブルテレビ事業者ですのでもともと同軸ケーブル、いわゆるH F Cと呼ばれる設備で整備されている公設設備というのがございます。そういったものをそのまま譲受したとしても、近い将来F T T H化を行うことが考えられます。そうなりますと、受け取った、譲受した側の事業者としては負担額が大きくなりますので、公設設備としてF T T Hへ設備更新をしていただくことを前提に譲受させていただきますというようになることが考えられます。このような場合でありましても、法施行後の公設設備の整備とみなされ交付金対象外になるケースが考えられますが、そういった場合でも特別支援区域となっている場合は不採算地域になることが考えられるため交付金対象と、どちらにしても交付金対象としていただくべきだと考えております。

次に、大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金についてです。役務提供の維持を考えれば、対象となる特別支援区域は第二種交付金の対象とすることが望ましいと考えております。ただし、上記の法施行日前の公設設備の譲受と同様になりますが、対象区域が広がってしまうことで負担金全体が増加することになるため、慎重な検討が必要と考えております。後ほど出てまいります海底ケーブルが必須となる離島等の取扱いについても関連してきますので、こちらは後ほど述べさせていただきます。

続きまして、③第二種交付金の交付の継続についてです。こちらにつきましては、前回、第3回のワーキンググループでも弊社からも、NTT西日本・東日本様からお話がありましたが、長期の継続交付が必要と考えております。

④より迅速な第二種交付金の交付についてです。早期交付金の交付開始が必要と考えております。交付までの期間は通信事業者側の負担となるため、今は最大2年近い空白期間ができることになるんですが、その間は事業者負担となるため、1年以上の継続役務提供が見込める場合は早期交付が望ましいと考えております。

続きまして、(2)の①新たに光ファイバを整備する区域の特別支援区域指定についてです。対象区域を「面」で整備する場合、その辺り一帯という意味で「面」で整備する場合、基本的には収支、収益に見通しが立っている状況と考えられますので、そういった場合は特別支援区域の設定というのは不要と考えます。未整備地域における利用希望の場合、最終保障提供責務の制度に当てはめた「点」での整備に対する交付金で対応すべきと考えております。

最後になりますが、こちらは②海底ケーブルが必須となる離島等についてです。海底ケーブルを第二号基礎的電気通信役務の提供に利用している場合、交付金の交付対象とすることが望ましいと考えております。

一方で、海底ケーブル部門が1回線当たりの原価に含まれる支援区域の場合、大幅な赤字の定義の対象となります。1回線当たり1万1,790円というのが大幅な赤字の定義となっておりますが、これを大きく超える地域というのが出てきます。この場合、前述の検討事項④(1)②『大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二種交付金について』に照らし合わせて考えますと、こちらを全て交付対象としてみようと負担金全体が著しく増加することと考えられますので、こちらでも慎重な議論及び条件整理が必要と考えております。距離に関しては15キロメートル未満に限定す

るなどといったF T T Hの足回り回線というべきでしょうか、二種適格の基礎的電気通信役務に関する提供の部分のみに限定するとか、そういった条件定義が必要と考えております。

弊社からの発表は以上となります。御清聴ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは、次は一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟にお願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】

本日は、発言の機会をいただき誠にありがとうございます。日本ケーブルテレビ連盟より発表させていただきます。

本日は、情報通信審議会ユニバーサルサービス政策委員会における最終保障提供責務の導入等に伴う交付金制度の在り方と第三次答申に向けた検討論点につきまして、当連盟としての意見を申し述べさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

1ページでございます。具体的な論点に対する意見を申し上げる前に、まず、我が国のケーブルテレビの現状と、当連盟のブロードバンドユニバーサルサービス制度への関わりについて簡単に御説明させていただきます。

現在、全国のケーブルテレビ事業者は452社、加入世帯数は約3,184万世帯に達し、全世帯の半数以上をカバーする重要な地域インフラを担っております。当連盟にはその約75%に当たる337社が加盟しており、多チャンネル放送だけでなく1,000万世帯以上にインターネット接続サービスを提供するなど、地域の情報通信基盤として深く根づいた事業を展開しております。

ブロードバンドユニバーサルサービス制度の関連では、現在、第二種適格電気通信事業者として認定されている事業者は、先ほど発表がありましたZTV様1社でございます。令和8年度の負担金納付事業者としては、当連盟会員のうち58社が対象となっております。これは全負担事業者100社の約6割を占める規模となります。このように我々ケーブルテレビ業界は、本制度における交付金の受け手となり得る立場と、制度を支える負担者となる立場の両面を持ち合わせております。本日は地域のインフラを

担う当事者としての視点から、次のページ以降で各論点に対する意見をお話しさせていただきます。

次のページをお願いします。まず、事務局様からお示しいただいた論点の検討事項①の（２）のうち、近隣電気通信事業者が協力を拒否できる「正当な理由」についてです。近隣電気通信事業者となり得る地方の中小の事業者ではリソースを潤沢に保有しておらず、提供が難しいケースがございます。当連盟といたしましては、協力側が役務提供を拒否できる正当な理由として予備芯線の不足時などの物理的・技術的な制約が生じるケースをガイドラインに明確に明示していただきたいと考えております。

次のページをお願いします。続いて、論点の検討事項②の（２）の②第二種交付金制度の見直しについてです。地域会社が担当区域以外で提供する最終保障電気通信役務について、適格電気通信事業者と同等の交付手続を定めるという方針についてです。当連盟は同様の手続とすることに賛同いたします。最終保障提供責務の場合、利用者の求めに応じて都度発生する点の整備となりますが、これも適格事業者と同様に年単位での交付金手続で対応されるものと理解しております。

また、第二種適格電気通信事業者の認定が変更、取り消された場合、最終保障提供責務に係る交付金の停止が同時に実施されることが想定されます。制度の安定性を維持し、新制度へ混乱なく移行させるためにも、役割を果たすために必要な期間がしっかりと確保され、交付金が適切に提供されるスキームとしていただくようお願いいたします。

次のページです。次に、論点の検討事項②の（２）の③の第二種交付金の算定方針についてです。事務局様からは、整備費と維持費を対象とし、収入費用方式を基本的に検討する方針が示されております。当連盟としても、制度の安定性と透明性を確保する観点から、収入費用方式の採用に賛同いたします。

ただし、利用者単位の「点」での整備は、面的な整備に比べてコストが高くなる傾向があります。それを踏まえ、負担金の過度な増大を防ぐためにも、１利用者当たりの補填金額の上限を設けることなどについて継続的な検討が必要と考えます。

また、近隣事業者や地方自治体の設備（ＩＲＵ）を借りてサービス提供を行う際の実態への配慮も不可欠です。単なる回線使用料だけでなく、我々事業者が実際に負担している修繕費、電柱共架料や獣害対応費といった維持管理コストが適切に原価として認定されるよう、実態に即した適正な算定条件を設定いただくことを強く要望いた

します。

次のページです。続いて、論点の検討事項④の（１）の①第二種交付金の算定対象としての譲受した公設設備の取扱いについてです。不採算地域での役務提供を維持・継続していくためには、法の施行日以前に譲受した設備であっても、譲受時期に関わらず交付対象とすべきと考えます。一方で、無制限に対象とするのではなく、一定の遡及期間を設ける等の検討は必要と考えます。

また、将来の事業継続性を重視する観点から、「無償譲受設備であっても、将来の有償更新分は更新翌年度から算入を認める」といった現行制度の規定は、官から民営へのスムーズな移行を促すためにも必ず維持していただくようお願いいたします。

次のページです。次に、検討事項④の（１）の②の前年度の収支が黒字の事業者であっても大幅赤字区域を交付対象とすべきかという論点です。私どもは、過疎地域等の極めて収支が厳しいエリアを抱える事業者が、特定区域の役務提供の維持を断念せざるを得なくなることを防ぐため、当該事業者の前年度収支が黒字であっても交付対象とすることは不可欠であると考えます。

しかし一方で、特別支援区域における交付要件の変更については、過去の答申で整理された内部相互補助への期待という考え方を踏まえ、また、全体の交付金・負担金額の見込みが明らかでない現状に鑑み、慎重に行うべきと考えております。

特に問題となりますのは事業者の規模の違いです。電気通信事業全体の収支状況のみを一律の判断基準とし、圧倒的な規模の利益を持ち、広域での内部相互補助による役務提供が可能な大事業者と、そのような事業運営が不可能な我々のような地域密着型の中小事業者とを同列に扱うことは、実質的な公平性を欠くおそれがあります。

したがって、黒字の事業者も交付対象とする制度変更にあたっては、意欲ある事業者の参入を促すことと負担金の過度な増加を抑えること、この両立を図るため、広域での内部相互補助が可能な事業者を対象から除外するなど、公正有効競争条件の確保を可能とする柔軟かつ実態に即した制度設計が必要と考えております。

次のページです。続いて、検討事項④の（１）の③と④の交付の継続期間と迅速化についての要望です。光ファイバ網の整備には多額の初期投資を伴います。そのため、一度交付対象となった地域については、状況の変化に関わらず投資コストの回収、すなわち減価償却期間に応じた長期の継続交付が不可欠と考えます。

また、運用上の大きな課題として、現状の約２年の交付待ち期間がございます。サ

ービス開始から実際に交付金が支払われるまでのこのタイムラグは、特に中小事業者のキャッシュフローを著しく圧迫し、投資判断をちゅうちょさせる最大の要因となっております。サービス提供開始を予定している段階で原価算定を可能とするなど仕組みを見直し、交付期間の短縮、迅速化を強く要望いたします。

次をお願いします。次に、検討事項④の（２）の①の支援区域として指定すべき区域の検討について、新たに光ファイバを整備する区域の取扱いについてです。今後、事業者が新たに光ファイバを設置した区域が赤字であった場合に、そこを未整備の特別支援区域に指定して、第二種交付金を交付すべきかという論点が示されています。これに対して、当連盟は強く反対いたします。最終保障提供責務の要請に基づかない、事業者の通常の経営判断による新設エリアの赤字にまで交付対象を広げることは、市場原理を著しくゆがめ、結果として制度を支える国民負担、事業者負担の際限ない増大を招くためでございます。

なお、新たに整備が必要な区域において、サービス提供を希望する利用者が孤立してしまうような場合には、第二種交付金という「面」の補填ではなく、最終保障提供責務という「点」の枠組みで解決するのが妥当であると考えます。

次をお願いします。最後に検討事項④の（２）の②の海底ケーブルが必須となる離島等の区域を全て特別支援区域として指定し、交付金の対象とすべきかという論点についてです。海底ケーブルは、ブロードバンドの第二号基礎的電気通信役務の専用のものではなく、中継回線部分として、様々な用途に利用されるインフラです。そのため、本制度の交付金で安易に補填するのではなく、まずはユニバーサルサービス制度以外の枠組み、例えば国の補助金等の活用を検討すべきと考えております。それら他制度の支援対象外となった場合に初めて本制度での補填の検討に着手するという慎重なアプローチを取ることが妥当であると考えます。

以上が日本ケーブルテレビ連盟からの意見となります。我々ケーブルテレビ業界は、地域の通信環境を維持・発展させるため、交付金を受ける側としても、また負担金を拠出する側としても、本制度が持続可能で公平なものとなることを強く願っております。実態に即した制度設計に向け、引き続きの深い御議論をお願い申し上げます。ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは、ただいまのヒアリングにつきまして、皆様からの意見交換に移りたいと思います。御意見、それから御質問などがある方は、右下にチャット欄論がありますので、そちらでお知らせいただければと思います。

それでは、まず、春日委員から御発言をお願いいたします。

【春日専門委員】

3社さん、ご説明を頂きどうもありがとうございました。私からは2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目はZTVさんと日本ケーブルテレビ連盟さんに対してです。プレゼンテーションの順でいうとZTVさんの7ページの辺りで、法施行日前の公設設備の譲受けということに関して、日付を遡るのは一応認めるんだけれども、遡る期間については一定の制限が必要ですよというようなことを多分おっしゃっているんだと思います。資料にはいろいろ理由が書いてあって、費用が大きくなりそうだからというのが主要な理由だと読めるんですけど、ただ、昔の設備であっても、今のサービスを提供するために使っているというのであれば、そこで制限する理由が出てくるのかなというのはちょっと疑問に思いましたので、この辺をもう少し詳しく御説明いただけますでしょうか。遡る期間について基準をもし設けるにしても、「ここからここまで」と理由を設けて区切るのが難しいんじゃないのかなと思ったというのが質問の趣旨でございます。同様の話は日本ケーブルテレビ連盟さんの5ページ目の辺りにも「一定の遡及期間を設けてほしい」と記載されています。こちら、何か具体的に懸念されているような事例とかをもしお持ちであればそれも教えていただけるといいですし、具体的に期間を区切るとしたらどの辺を想定されているのかなというのが分かればいいかなと思います。これが1点目の御質問ということになります。

続けてもう一つは、NTTさんの資料の15ページ目のところにありまして、我々はずっとこの検討でユニバーサルサービスを考えるときに世帯ベースで考えてきたところなんですけれども、(3)のところでは事業所等も含めた検討をしていただきたいということが書いてあります。これは総務省さんにお聞きしたほうがいいんですかね、今の制度で最終保障提供をお願いするといったときに、その要請を事業者さんが行うことが

可能になっているのかどうかということと、それから、基準をつくるときに世帯カバー率、世帯カバー率とずっと言っていた気がするんですけど、世帯カバー率をカウントするときに、事業所も含めてカウントするのかということについて、その辺が明確になっているのかどうかというのはちょっと自信がなくなったので、そのところがもしお分かりになれば事務局さんにお聞きしたいと思います。今後制度の在り方を検討するに当たって、前提条件を確認したいというのが2点目ということになります。

以上です。

【大谷主査】

春日委員から御質問いただきましたけれども、先に後半の御質問ですね、最終保障の申請について、いわゆる御家庭ではなく事業所からの申請が可能かといった辺りについての制度の御説明をお願いできればと思いますが、事務局、よろしいでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。春日先生、御質問ありがとうございます。

ではまず、事務局に対していただいた2点の御質問から回答させていただければと思います。1点目は、今後、最終保障提供責務の求めの制度が施行された後に、その求めを行うことができるのは自然人だけなのか、それとも法人、事業所も行うことが可能かといった御質問だったと思います。私の理解では、法人は最終保障提供責務の求めをすることができないといったようなことが書いてあるようには理解しておりません。法人もできるんだろうなと理解しております。これが1つ目です。

2つ目は、確かに、我々がカバー率と言うときに念頭に置いている世帯カバー率の計算方法の対象は、実際に世帯に限られるのか、という内容が、法令上で法定されているのか、ということでもございました。これは、電気通信事業法の施行規則の第14条の5というところに、カバー率、回線設備の規模という言い方を法令上ではしておりますが、回線設備規模の計算の仕方が規定されておまして、1の単位区域、町字の全世帯数に占める当該単位区域、町字に自ら設置した端末系伝送路設備を用いて第二号基礎的電気通信役務の提供を行うことが可能な世帯数の割合と書いてございますので、これは法令の定義上も、まさに世帯カバー率、世帯が分母、世帯が分子という形で計算するということが法定、省令に定まっているという状況になってございます。

以上で御回答になりますでしょうか。事務局からの回答とさせていただきます。

【大谷主査】

春日委員、いかがでしょうか。

【春日専門委員】

ありがとうございました。現状について分かりましたけれども、今後本会議でも「事業所」をどう扱うか、もうちょっと詳しく検討していかなければいけないのではないのかなというような感想を持ちました。1点目については、これで結構でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、最初にいただいている御質問で、公設設備の遡及適用につきまして、ZTV様、それから日本ケーブルテレビ連盟様、その順番で御質問に御回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【ZTV】

ZTV、清水です。御質問ありがとうございました。

弊社としましては、法施行日以前に譲受した公設設備について、こちらは文面の中にも書いてありますが、法施行前に譲受している場合、基本的には事業者側が、収支が取れると双方条件が折り合った上で譲受しているということがまず前提になると考えておりますので、収益が確実に取れるということを考えて上で譲受しているのであれば支援区域にする必要があるのか、ないのかというところがあるのではないかと考えております。

反面、令和2年に総務省様のほうから公設設備の譲受に関する民間譲渡の促進のガイドラインというのが示されていると思います。なので、弊社としましては、法施行日前にそのガイドラインが出ておりますので一定の基準と考えますと、そのガイドラインが出た日以降ぐらいをめどにするのがいいのではないかと考えております。とはいえ、弊社も交付金対象となるので我田引水的な形になってしまいますので、どこまで遡るというところは客観的な視点から定めていただけるといいのかなと考えており

ます。

以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、日本ケーブルテレビ連盟様、お願いします。

【日本ケーブルテレビ連盟】

日本ケーブルテレビ連盟の村田でございます。御質問にお答えしたいと思います。

私どもは無制限に対象とするのではなく、一定の遡及期間を設けるということを書かせていただいた理由は、一つはどれぐらいの負担金になるかどうかという規模がちょっと分からないということもありまして、何らかその辺の遡及期間を考えてはということでございます。遡及期間をどこを基準にするかという観点につきましては、今、ZTVの清水さんがおっしゃったような公設光ファイバケーブル及び関連設備の民間移行に関するガイドラインが出た2020年、この辺が一つの目安かなと考えております。

以上でございます。

【大谷主査】

御回答ありがとうございます。春日委員いかがでしょうか。

【春日専門委員】

ありがとうございました。ガイドラインが一つのめどだと両者ともお考えだということだということで理解いたしました。

今回はヒアリングということなので一応これで承りますけれども、これはNTT東日本・西日本さんをお願いなんですけれども、今後議論していく上で、この件数がどれくらいあるのかというのがもし分かれば、どこで期間を切るのかも含めて考えていく上で非常に参考になるのではないかと思いますので、可能な範囲で構いませんので、そのデータも今後提出していただけるとありがたいと思いました。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。

それでは、NTT東日本・西日本様にはこの場で御回答というよりは、しっかり調べていただいて、負担金への影響を考慮するためのデータなどを御提供いただきたいということです、よろしくお願いいたしますと思います。

それは大丈夫かどうかについて、簡単に御回答いただけますか。

【NTT西日本】

NTT西日本の木下でございます。

もちろん協力させていただきます。なお、支援区域は我々以外の担当支援区域もいろいろあるものですから、当社のみで全体が把握できるわけでもないという側面もございますので、そういう意味においては総務省のほうでも少し動いていただいて全体を取りまとめいただくという方向がよろしいんじゃないかと思えますけれども、我々がやっている分というのは、当然件数等をお出ししたいという考えでございます。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、NTT東日本・西日本様には総務省の事務局のほうに必要と思われるデータ提出の御協力をお願いして、今後の公設設備の古い分についての考え方の整理に資する情報を提供いただくということでお願いしたいと思います。

では、続きまして、高橋委員からもお願いしたいと思います。

【高橋主査代理】

高橋でございます。よろしくお願いいたします。コメントというか感想と質問があります。

先にコメントから。コメントは3つともNTT東日本・西日本さんの示されたところに対するものなのですが、まず、NTT東日本・西日本さんの資料の9ページに算定方法の見直しで①②という御提案があって、私はこの2つともやっていいんじゃないかなと思います。理屈としては、もうこういうようになっていくんだろうな、理屈だけ考えたらこのようになるんだろうなと考えています。ただ、これを2つともやると、この

試算だとプラス4円になって6円になるということになるので、そこが一気に増えてしまうかなと思いますが、でもお示しいただいた8ページの過去のあれでいくと8円という時期もあったということなので、これを2つともやってみるということでもいいんじゃないかなと私は今のところ思っています。これが1点目。

2点目なのですが、16ページの離島の色分けというのは、このように絵では描いてありますけど、一般支援区域と特別支援区域というのは離島の場合で実際に分けられるのかなというのは、分けられないんじゃないかなと私は思います。構成員限りのところになっているような、例えば18ページのところ、これは構成員限りなので御覧になっている方で見えない方も多いと思うんですが、こういうのを見ると、何かこれは一般支援区域というのを現実的に特定できるのかなという疑問を持ちました。これが2点目です。

3点目は23ページから24ページのところで、24ページに絵が描いてありますけれどもコストの算定方法のイメージで案1、案2があって、これは今後検討していかなくちゃいけないなと思うんですけれども、細かく計算するというのは、多分NTT東日本・西日本さんみたいな人的資源がすごくあるところでもかなり難しいので案1だったりということで、ほかの事業者さんがいるときには例えば案2ということでも、計算のコスト・ベネフィットを考えたらこういう考え方を取るというのも今後考えていかなくちゃいけない、この方法についての検討もしなくちゃいけないかなというのが3つ目のコメントです。

続いてNTT東日本・西日本さんに質問しますけれども、よく分からない、この制度がほかの制度もあって私も混乱しているので教えていただきたいんですけれども、15ページのところで検討事項の(2)の1のようなところは、どういう趣旨でこういう要求というか要望をされているのかということで、最終保障提供責務との違いというのが少し分かりにくかったので、改めてこの趣旨を説明していただきたいというのが1点目の質問です。

続けますと、もう一点というのは、これは総務省のほうに、事務局のほうに質問がありまして、日本ケーブルテレビ連盟さんから海底ケーブルについての補助金の役割分担といったような御意見があったと思うんですけれども、これに関して、海底ケーブルについては、ブロードバンドユニバーサルサービスの交付金みたいな設備維持のための補助金というのが今あるのか、ないのかというのを総務省に教えていただけれ

ばと思います。

一旦以上でお願いいたします。

【大谷主査】

コメントと御質問ありがとうございます。

それでは、先に事務局に対する御質問について、今ちょうど表示されておりますので、事務局のほうから御回答いただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

事務局でございます。高橋先生、御質問ありがとうございます。

私の知る限りでは、ブロードバンドユニバーサルサービス交付金のように設備の維持費に対して国の補助金があるか、これは基本的にはないと思っています。少なくとも私は今まで聞いたことがないので、ないものとお考えいただいて結構なのではないかなと思います。

私からは以上です。

【大谷主査】

御回答ありがとうございました。高橋委員、よろしいでしょうか。

【高橋主査代理】

そうすると追加で、今度は日本ケーブルテレビ連盟さんにこの件に関してお伺いしたいんですけど、今、事務局のほうからそういう補助金は基本的にはないということだったんですけど、それを踏まえると、海底ケーブルについて現状より交付の要件を緩和してくれというのが多分NTT東日本・西日本さんの意見だと思うんですけど、これについて日本ケーブルテレビ連盟さんはどのようにお考えか、そこをお聞かせいただければと思うんですけど。

【大谷主査】

では、お願いできますでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟】

日本ケーブルテレビ連盟の村田でございます。御質問ありがとうございます。

私どもが想定していましたのは、総務省さんの制度で離島伝送用専用線設備維持管理事業というのがございまして、これは敷設費用を敷設される自治体さん向けに2分の1を補助するという制度で、もしかすると令和7年度までの時限措置だったかもしれませんが、例えばそういうような助成事業があるのであれば、そういったものもひとつ検討していくというのも手ではないかなと考えた次第でございます。

以上でございます。

【大谷主査】

御回答ありがとうございます。

高橋委員、これは自治体への補助ということで、事業者向けのものとはちょっと違う性格のものを念頭に置かれたということですが、事務局から、これについてご説明いただいてもよろしいでしょうか。

【事務局】

まさに今、大谷先生が補足してくださったとおりです。今おっしゃられたものというのは自治体に対する補助になっておりますので、民間事業者の設備維持に対する補助金というものはない、とお考えいただいて結構だと思います。

【大谷主査】

ありがとうございます。この点につきましては、こういったほかに使える制度、間接的に海底ケーブルの維持に対して使えるものというのをある程度明らかにした上で、今後の議論をより煮詰めていくというような形にさせていただければと思います。

それで、先にいただいた、これはNTT東日本・西日本様の資料の15ページのところで（2）の①ということだったと思うんですけれども、ここで御希望されている内容というのと、それから最終保障提供責務との関係について御解説いただきたいということですので、よろしくお願いいたします。

【NTT西日本】

木下でございます。

高橋先生、ありがとうございます。先生が御質問されているのは、恐らく現行ブロードバンド制度がなくても、最終保障提供責務でブロードバンドが提供されればそちらのほうでやるということによく現行のブロードバンド制度まで、なぜその充実を求めるのかといった非常に本質的な御質問だと認識してございます。

これにつきましては、先生がおっしゃるような初期投資分が高度無線補助金で補助されるのか、あるいはユニバーサルサービスの交付金で賄われるかの違いはあれど、赤字額が全額補填されるという意味においては、両者ともにそれほどの違いはないと考えております。

ただ、現行ブロードバンド制度と最終保障提供責務の大きな違いというのは、現行ブロードバンド制度というのは事業者が自分の意思に基づいて計画的に進めていくということから予見性が確保できる、例えばあらかじめ工事班を増班しておけば事業者に御迷惑をおかけしないとかある程度準備ができるということと、あと、現行ブロードバンド制度は公設エリアだったり、町字単位とか、ある程度エリア単位でやっていくことを前提にしていますので、ある程度効率的な設備構築とか保守を行うことができると考えてございます。

一方で、最終保障提供責務はどこで発生するか分からないということであり、ピンポイントで需要が発生するので予見性の確保ができないですし、あと面的な整備に比べればどうしても非効率な設備構成を取らざるを得ないということから、赤字の全額が補填されるという側面は一緒であっても、現行ブロードバンド制度を充実させて、事業者の自由意思でやる区間をなるべく多くするという事で最終保障提供責務でやる区間を少しでも減らすことが、結果として各事業者のスムーズな運営に寄与するだけじゃなくて、日本全体のブロードバンド整備の結果として費用を削減する、ひいては国民負担を軽減するということにつながると思ってございますので、そういう意味において現行ブロードバンド制度のほうの充実もお願いしたいと、このように意見を述べさせていただいたところでございます。

もう一つ、コメントをいただいた6円のところで、前向きな御発言をいただきありがとうございます。先ほど申し上げたとおり、これは決して我々の利益を拡大させるということではなく、人件費高騰だとか、そういった価格転嫁の要望に応えるといっ

たこととか、安全なサービスを続けていくために使わせていただきたいと考えてございますので、そういったことを踏まえて、御意見いただきありがとうございます。

2点、以上でございます。

【大谷主査】

御説明ありがとうございました。高橋委員、今の御回答でよろしかったでしょうか。

【高橋主査代理】

今の御回答を基に、我々はこれからまた検討すればいいと思いますけど、大谷先生、先ほどの海底ケーブルのところで追加的にお聞きしたいことがあるんですけど、よろしいですか。

【大谷主査】

続けてお願いします。

【高橋主査代理】

さっき海底ケーブルの維持費のことでコストのことが私すごく気になるんですけど、総務省のほうにお伺いしたいんですけども、海底ケーブルの維持費とか支援区域の指定とか交付金の関係というのを、もう一回簡単に御説明いただけますか。

【大谷主査】

それでは、事務局、お願いします。

【事務局】

事務局でございます。大きく今、海底ケーブルの費用と支援区域の指定についての御質問をいただいたと思っています。

まずは、海底ケーブルと補助金の関係は先ほど申し上げたとおりとだけいただければと思っております。設置そのものにつきましては補助金もございましてというように理解しておりますが、維持費については、民間の事業者が設置している海底ケーブルに対する維持費を補助するような補助金というのはないと思っております。

いうことが、まず1つ目の補助金との関係でございます。

もう一つは海底ケーブルの費用と支援区域の指定の仕方ということでございますが、まず、海底ケーブルの費用そのものは、我々のほうで標準判定式と呼んでおりますモデルの中で、海底ケーブルの費用というものは勘案してございますので、1町字ごとの1回線当たりの費用を計算する、つまり1町字ごとに赤字かどうかを計算するに当たっての費用には、海底ケーブルの費用というものは勘案してございます。この町字が赤字か、赤字だとすれば大幅な赤字か、大幅な赤字じゃないのかということを勘案するに当たっては、海底ケーブルの費用も勘案されているとお考えいただければと思います。したがって、大幅な赤字の特別支援区域になるかならないかというところについては、海底ケーブルの費用というのが影響を与えていると思っていただければと思います。

ただ一方、例えば海底ケーブルがあることというのと、町字で50%以上の世帯カバー率を持っている事業者が1者以上いるのか、2者以上なのか、ゼロ者なのかというところは、全くこれは別個の話になってしまいますので、仮に海底ケーブルがあっても、海底ケーブルが必要な町字であっても、その先にある町字で世帯カバー率50%を超えている人が2者以上いたりすると支援区域にならないというのは、そういうこともございます。これがまず、世帯カバー率50%を超えている業者との関係で申し上げますとそのようになっています。

あともう一つ、公設設備かどうかということ、公設区域かどうかということ、判断するに当たって、現状の制度では、町字の中に公設設備がないと公設設備の特別支援区域としては認められないということになってございますので、仮に海底ケーブルが公設の海底ケーブルであったとしても、その公設海底ケーブルの先にぶら下がっている離島の中に存在する一つ一つの町字が必ずしも公設の特別支援区域になるかどうかというのは、またこれは別個に判断することになっています。仮にですけど公設の海底ケーブルを譲り受けるような話があったとしても、今のままだと町字ごとに公設の設備があるところだけが公設設備を譲り受けたときに前事業年度が黒字でも交付金の交付を受けられる対象となってきますので、必ずしも全町字について、前事業年度が黒字の場合に公設の区域として交付金を受けられるわけではなく、公設の海底ケーブルの先にぶら下がっている町字であっても、というような現状となっています。ということで、海底ケーブルの費用と支援区域の指定の基準との関係とい

うことで今申し上げましたが、これで先生のお聞きになりたかったことのお答えになっていますでしょうか。

【高橋主査代理】

よく分かりました。それを踏まえると、そういう対象になっている離島のある自治体の御意見というのも伺ってみたいなと思ったので、事業局のほうでその手配をやっていたいただければと思います。

これに付随して、もう一個だけお願いします。

NTTさんにお伺いしたいんですけれども、今のお話に出てきたような公設の海底ケーブルの譲受け、譲受の予定とか、そういったことに関連する話というのは、具体的な話、要望というものはあるんですか。

【NTT西日本】

高橋先生、ありがとうございます。

海底ケーブルの譲受の要望については、結論から言うでございます。今も数自治体で相当数の区間について既に相談を受けていまして、現在検討を進めているといったところでございます。ただ、海底ケーブルの譲受は自治体からの要望はあったんですけど、採算が取れる見込みがないということでお断りした自治体さんも実際はいるといった状況でございますので、採算が取れなければお断りするといった実状もあるといったところでございます。

以上でございます。

【高橋主査代理】

ありがとうございました。以上で終わりにします。

【大谷主査】

海底ケーブルの問題についてはとても関心が深いところだと思いますので、御希望いただきましたように事務局のほうでそういったステークホルダーの方の御意見を聞かせていただく機会を、多分また御用意いただけるのだと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

それでは、すみません、大変長くお待たせしましたが、次の発言希望者は岡田委員ですね、よろしくお願いいたします。

【岡田委員】

成城大学の岡田です。本日はプレゼンテーション、ありがとうございました。いろいろな問題意識がよく分かる内容でありました。

関連して3者におのおの御質問させていただきたいんですが、最初にNTT東日本・西日本さんの資料で、先ほども話題になりましたが、15ページの今後新たに光ファイバを整備する区域の考え方についてです。

この点は、例えばこの資料には光ファイバと限定した書き方になっていますけれども、そもそもブロードバンド・ユニバでは、いろいろな技術を利用して、いろいろな事業者到最后保障提供責務を担うように手を挙げてほしいという趣旨の制度になっているわけですので、光ファイバに限定すべき話ではないということが一つ感じた点です。要するに、今現在誰も手を挙げない、ある最后保障提供責務の要請があったときに、現状では最后はNTTさんが担うという状況になる可能性が高いわけですが、できる限り、最も効率的な費用で担い得る事業者が手を挙げやすいような仕組みをつくっていくことが必要だと思いますので、ここでは新たに光ファイバを整備する区域と書かれてはありますけれども、第二種の交付金制度の在り方を今後検討していくに当たっては、こういう書き方でなくていいのかなと感じたということです。

ですので、どのようなモードというか技術を用いるべきかということが1点ですし、また、ここでは「一般支援区域であっても」という書き方をしておりますけれども、町字のエリアの見立てとか、特別支援区域として指定すべきエリアをどのように今後見立てていくかということについての検討が必要だと思います。例えば隣接地域の事業者がFWAを使ってこの責任を担いますということを言いやすいようにするために、特別支援区域の指定の仕方をもっと柔軟にしていくといったことも考えられるだろうし、(2)の①に書かれている内容はちょっと漠然としているので、具体的な制度設計に落とし込んでいくときにどういう方向を目指すべきとお考えなのか、この文章を読むだけでは腑に落ちませんので、その辺りでお考えがあれば少しお聞かせいただければというのが1つ目の質問です。

2つ目は、24ページ目の案1、案2というのは、多分実務的な観点からよく考えら

れた案かなと感じておりまして、こういうオプションを設けるような仕組みというのは、なるほど、合理的かなと感じます。特に分計を行うことが大変難しいというお話、説明がありましたけども、これは多分新規に手を挙げられる事業者さんにとっても、いろいろな事業形態の方が想定されるわけですので、同じような難しさがあるのかなと感じますので、そこをオプションなスキームにするというのは合理性があるのかなと感じます。

ただ、案1ですが、このコスト算定の方法には「実績単価を使用」としか書かれていないのですけれども、LRICというわけにはいかないにしても、何らかのベンチマーク方式というか、効率的なコストが指標化されるような仕組みというのは必要になるのではないのか、こういうことについて、何かもしお考えがあれば教えていただければと感じます。これが2点目です。

以上がNTTさんへの質問です。

それから、ZTVさんの御報告ですが、最後のページです。4ポツの第三次答申に向けた論点に対する意見ー3というところで、『『大幅な赤字であることを理由とした特別支援区域に係る第二交付金について』に照らし合わせ、全てを交付対象とする場合、負担金全体が著しく増加する』というフレーズがあるんですけども、そもそもユニバーサルサービスを実践するために発生するコストは非常に大きいので、これをどうやって効率的な方法によって実現して、それをどう事業者の間で分担するかという話を今しているわけで、この「著しく」という形容詞がよく分からなかったというか、なぜこのようにおっしゃるのか。今、海底ケーブルの文脈で議論されているんですけども、離島の方にもユニバーサルサービスを提供しなければいけない、このときの費用をどのようにみんなで負担するかという話になるわけで、「著しく」というニュアンスは読んでいて少し腑に落ちなかったのと、このあとに「慎重な議論と条件整理が必要と考えます」とあるわけですが、離島への提供、今後の議論の中で具体的な交付の在り方について、一般支援区域と特別支援区域をどのように定義づけるかということも絡んでくるかと思えますけども、この辺りの増加することへの危惧ということの意図というか意味というか、そこをもうちょっと分かりやすく御説明していただければというのがZTVさんへの質問です。

最後、日本ケーブルテレビ連盟さんの御報告では6ページです。この2段落目に書かれている「一方で」のパラグラフに書かれている内容なんですけども、これまでの

答申において整理された考え方というところで「(内部相互補助の期待等)」とあるんですが、これは私の考えでは腑に落ちないといえますか、この内部補助というのは、NTTさんが例えば今の電話のユニバーサルサービスで600億円の赤字となっているのですが事業者全体としては黒字であると、だからそれで担ってくれと、そういう趣旨だとしたら、それはおかしいのではないかと思うんです。

内部補助というのは基本的には好ましくないもので、違ったメカニズムで赤字の補填の仕組みを利用者の間でどう分かち合うかという仕組みの議論をしているわけで、一事業者にユニバーサルサービスのコストを負わせるという考え方は今の新しいスキームを考えていく上では、こういう内部補助の考え方というのは、非常にネガティブな影響を与えてしまう考え方だと私は思っております。

もう少し言いますと、では、NTTさんに内部補助でやってもらえばいいねという話になれば、誰も手を挙げなくなるわけです。ですので、そうではない合理的な形で交付金が交付される、その条件の下で最も効率的な事業者が最終保障提供責務の手挙げをできるような環境をつくっていく、こういう趣旨ですので、ちょっとこのニュアンスはおかしいのではないのかなと私は思ったのですが、その点について、もし御意見があればお聞かせいただければと思います。

以上、私からの質問です。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは、まず、NTT東日本・西日本様から2つの御質問への御回答をお願いいたします。

【NTT西日本】

岡田先生、ありがとうございます。

まず、15ページのところで、今後新たに光ファイバを整備する区域、この光ファイバにこだわらなくてもいいんじゃないかというお話だったと思いますけれども、当社もそう考えてございまして、第二種の対象に例えばモバイルを加えていただければ、モバイルが基地局を整備して終わるということも当然ありだと思っておりますので、これはどちらかというと第二種の対象を広げるということで解決していくということではな

いかなと思いますので、今後そういった対象を広げていくことで、議論の方向は別にいいんじゃないでしょうかということで、その方向については賛同といったところでございます。

もう一つ、24ページです。24ページの赤字の「算定対象（実績単価を使用）」というのは具体的にどういうことが考えられるのかといったところでございまして、23ページにおける案1のところは、例えば現行ブロードバンドユニバーサルサービス制度における届出実績を対象、例えば今年度380町字を実際に届出してございますので、この380町字の既存設備の平均を取るといったやり方があるのではないのでしょうかということで、具体的な御提案を一つさせていただいたといったところでございます。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございました。今の点はよろしいでしょうか、岡田先生、大丈夫でしょうか。

【岡田委員】

380町字の平均コストを使うということですね。

【NTT西日本】

そうです。案1ということです。

【岡田委員】

なるほど。

【大谷主査】

モデル化ではなくてということですね。

【NTT西日本】

LRICではないです、すみません。

以上です。

【岡田委員】

分かりました。それも今後の検討対象となると思いました。

【大谷主査】

よい御提案をいただいているもののほかにも選択肢がある可能性もありますし、事務の煩雑さというお話を聞けたということでも意味があったと思います。

それでは、続きまして、ZTV様のほうから、海底ケーブルのところについての御質問への御回答をお願いいたします。

【ZTV】

ZTV、清水といいます。御質問ありがとうございます。

ここで書かせていただいているのは、海底ケーブルが特別支援区域の対象に入ることと著しく増加と書かせていただいているんですけれども、発表の中でもお話しさせていたいただいたんですが、弊社にも海底ケーブルが幾つか存在しておりまして、対象としていただくことについては非常にありがたいと考えております。ただ、それを弊社が大手を振ってというか、ぜひくださいという話になりますと、やはり負担していただく事業者様の御意見、負担が増えることによって加入者様の説明等々の負担も増えますので、そういった視点もございまして、謙虚にというか控え目に言わせていただいたほうがいいのかなというところもありまして、条件つきで対象としていただくほうが望ましいんじゃないかという意味でこういった形で書かせていただきました。このような形で御回答になっておりますでしょうか。

【岡田委員】

よく分かりました。海底ケーブルの件は、恐らく最終保障提供責務のエリアを今後どう見直していくかという話と負担の在り方とが非常に密接に絡むと思います。ですので、「著しく」ということの裏側にはそういう制度をどうつくっていくかということが絡んできますので、その点をどのように見立てておられるのかなということをちょっと感じたものですから、御社の場合は負担と受益と両方に当たるという御趣旨で、意図はよく伝わりました。ありがとうございます。

【大谷主査】

ありがとうございました。

それでは、続きまして、日本ケーブルテレビ連盟様なんですけれども、先ほどの岡田委員のお話はコメントとして受け止めてもよいのかなと思いましたが、もし御発言があるようでしたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【日本ケーブルテレビ連盟】

日本ケーブルテレビ連盟です。

ここに書かせていただいたように、当然ながらこの制度、交付対象とすべきかという点につきましては、基本的には賛成でございます。当然ながらブロードバンドサービスの普及を想定しているわけでございますけれども、今回最終保障提供責務のお話が出てきたということで、これは今現状の制度においては黒字事業者が赤字地域を引き受けざるを得ないという形で引き受けているという事例がございます、それは内部相互補助的な観点でやってきたということでございますけれども、今回改めてこの制度が広がるということになりますとさらに内部相互補助への期待というのが高まって、地域密着型の中小企業者が逆に言うと不利益を被って、意欲があるのに参画できないという可能性が出てきてしまうのではないかなというようなことをお伝えしているということでございます。内部相互補助への期待の考え方というところで誤解があるということであれば、もう一回その辺については表現の仕方等を考えていきたいなと思っております。

以上でございます。

【大谷主査】

コメントありがとうございました。岡田委員は、よろしいでしょうか。

【岡田委員】

これは言葉の問題かなと思いますけれども、要するに内部補助をして赤字に近いような形で事業を行われると競争事業者は入れないじゃないかというニュアンスかなというように受け止めましたが、現実はそのようなことはおきないという感じが私はしますので、そういう懸念はないのかなということで受け止めました。

【大谷主査】

ありがとうございます。いずれも非常に貴重なやり取りができたと思っております。

【岡田委員】

ありがとうございました。

【大谷主査】

それでは、次に、お待たせいたしました。相田委員からも御発言をお願いしたいと思えます。

【相田主査代理】

相田でございます。先ほど高橋委員からの御質問を聞いて、同じところに問題意識を持っていつつもちょうと微妙に違うところがあったのでコメントを、高橋委員とかぶる部分2点と、もう一点ということでさせていただきます。

まず、NTTさんの資料の9ページ目で、現在の第一種交付金の算定方法の見直しということに関しては、私もメタルの電話については、これは両方とももう撤廃してもいいのかなと思う一方で、NTTさんの資料の12ページで、今後光回線電話とかモバイル網固定電話をどうするんだということを検討するときには、特に②のほうについては、どうするのかということを改めて検討する必要があるのかなと思いました。

続きまして、NTTさんの資料の16ページで、先ほどから話題になっています海底ケーブルにつきまして、これはそもそも離島って何なんだというところがあって、ネットで「離島」と検索しますと、一番人口の多い離島は淡路島とか出てきて、今やもう淡路島は完全に橋でつながっているのだから離島にはならないと思うんですけども、そういう橋ができて海底ケーブルが不要になるケースも出てくるかと思えます。ということで、現時点で海底ケーブルである部分について、一般支援区域部分の保守費用も含めて補填するということについては私は賛成するんですけども、陸地部分まで一般支援区域を一種強制的に特別支援区域にするというのはちょっとどうなのかなと。

別例といたしましては非常に近距離の海底ケーブルで300メートル程度の所ですと、切れたときに引き直すよりも、もう無線に置き換えたほうが今後とも安く上がるというようなことで海底ケーブルをやめて無線での接続にしたという例は実際に私も存じ

上げておりますので、これからいろいろ技術も進歩していくということで、海底ケーブル部分の話と、陸上の、離島上の一般支援区域、特別支援区域という話はちょっと分けて考えたほうがいいんじゃないかなというのが私からのコメントです。

それから、最後にNTTさんの資料で言いますと31ページ目、こちらは最終保障事業者が役務提供を拒否できる「特にやむを得ない理由」ということでもって、別途近隣事業者が最終保障提供事業者に対して協力を拒否できるという事情についてということで、もちろん思いつく範囲でガイドラインをできるだけリッチにするということはいいことだと思いますけれども、過去にもコロケーションの空きスペースとか中継光ファイバの空きスペースとか、いろいろ自社で利用予定があるというようなものが提供拒否できる理由になるのかというようなことは過去にも類似の例もございましたので、ある程度から先は実際に走り出して例を見てから、よりエラボレートしていくというところも必要なのかなと思いました。いずれもコメントですので、特に御回答いただく必要はないかと思います。

以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。生き字引のようないろいろな事例を御理解いただいているということですので、今後も議論できればと思います。

それで現在、長田委員、砂田委員、三友委員それぞれから挙手いただいているんですけども、私の不手際で今43分になってしましまして17時を回ってしまう可能性があるんですけども、17時で退出しなければいけない委員の方に優先的に御発言をお願いできればと思うんですけども、そのような方がいらっしゃるようでしたら御発言いただいてもよろしいでしょうか。

では、まず長田委員、よろしくお願いいたします。

【長田専門委員】

ありがとうございます。長田です。質問といっても確認のようなことになるんですけども、NTT東日本・西日本さんに確認させていただきたいことがあります。

NTTさんの資料の15ページで（１）の③、支援の継続を求められているところで、「その後の状況変化によらず、赤字が生じる期間においては、支援が継続されるような仕

組みとしていただきたい」という意見が書かれていて、日本ケーブルテレビ連盟さん、ZTVさんも同じような御意見なんですけれども、その中に、私は素人なので全然分からないんですが、減価償却期間というような表現が日本ケーブルテレビ連盟さんの資料にも出ていたと思うんですけども、それは同じ意味になりますかということをNTTさんに、赤字が生じる期間というのはどういう期間のことに、それはずっと赤字だということになると永遠にということになるのか、そのところの確認を、ある程度有限の期間ということなのか、どうなのかというところを確認させていただきたいなと思いました。

【大谷主査】

ありがとうございます。まとめてNTT東日本・西日本さんから御回答いただこうと思っております。

では、続きまして、砂田委員、よろしくお願いいたします。

【砂田専門委員】

砂田です。NTT東日本・西日本の御発表に対するコメントと、日本ケーブルテレビ連盟の御発表に関する質問があります。

まず、私はユニバーサルサービスの適格事業者にできるだけ多くの会社が手を挙げやすい制度にしていくことが重要という立場なんですけれども、NTTの御提案はおおむねその方向性に合っているように感じました。

第一種交付金については電話の制度がスタートした頃と現在では状況が大きく変わっているので、補正の見直し、補正に関しては合理性があると感じております。

ただ、補正に反対ではないんですけれども私が気になっておりますのは、この御提案というのは現行モデルのマイナーチェンジになるかと思います。そうすると、2σが導入されたときもそうなんですけど、現行モデルをマイナーチェンジする補正を繰り返すことは制度の複雑化だとか間接コストの増加になりかねないと思います。また、NTT東日本とNTT西日本で補填率にあまりに格差があるということになりますと、今後その格差を埋めるための補正も必要になってくるのかなと思ひまして、現行モデルのマイナーチェンジのためかなりの事務負担を増やすのはどうなのか。むしろ代替手段であるワイヤレス固定電話やモバイル網固定電話、さらにはNTNといった新技術

の導入を前倒しできるような形で制度をつくっていったほうがいいのかなどという感想を持ちました。

日本ケーブルテレビ連盟への質問なのですが、資料の４ページです。ここで交付金を収入費用方式にすることには御賛同ということですが、その一方で補填額に関しては上限を設ける等の検討が必要という御意見です。けれども、本来の制度趣旨からすれば生じた赤字は必要なものは補填されるべきであって、そうでないと小規模な事業者が手を挙げづらくなってしまふんじゃないかと思いますが、その点をどうお考えになっていますでしょうか。特にケーブルテレビ事業者にはその地域でのプレゼンスをぜひもっともっと向上させていただいて、ユニバーサルサービスの担い手にもなっていきたいと思っていてまして、もし手を挙げずに、結局はNTT東日本・西日本が設備をその地域で打っていくということになると、地域でのプレゼンス向上という点からするとどうなのかなという感想を持ちました。

２つ目の質問は資料の６ページです。前年度が黒字でも交付対象とするという御意見に対しては私も賛同いたしますが、一方で、広域で事業を行い内部相互補助が可能な事業者は除外すべき、つまりこれは赤字でなければ交付しないという御意見と理解しましたが、この広域の事業者というのはどこを想定されているのかというのが２つ目の質問です。現行の適格事業者であるNTT東日本・西日本なのか、あるいは今後そうなるかもしれない全国展開の大手事業者も含まれるのか、さらには、全国展開はしていないものの複数の都道府県をカバーするような地域事業者も含まれるのかというのがちょっと分からなかった点です。また、こうした広域事業者に交付金を交付したとしても、それが自ら手を挙げるインセンティブをそぐことにはならないと思いますが、いかがでしょうか。

私からは以上です。ありがとうございました。

【大谷主査】

ありがとうございます。こちらは日本ケーブルテレビ連盟の方に２つの質問を後で答えていただこうと思っております。

それでは、次に、私のほうで見えなかったんですけれども三友委員の後に関口委員からも手が挙がっているということですので、三友委員、関口委員の順番で御発言をお願いいたします。

【三友構成員】

ありがとうございます。なるべく手短に、2点あります。

1点目はNTTさんの御発表の9ページ以降の第一種交付金制度の算定方法の見直しについてですけれども、2つの見直しを御提案いただきまして、これらに合理性があるかどうかという判断よりも、特に1番目については当面の間の措置として行われたものであるということからすれば、こういったものは撤廃してもいいというようにも思うわけですが、その一方で、その影響がプラス2円あるいはプラス4円にとどまるのかを確認しておく必要があると考えます。次の10ページのグラフの中の構成要素で、縦軸もそうですし、横軸もそうですし、平均費用もそうですし、4.9%という数値自体は変わらないにしてもこのグラフの構造自体は大きく変わっていくわけで、特に2035年の終了に向けてこの図は大きく変わっていく可能性があるわけです。その中身が見えない中で、単純に平均費用以上であれば補填しますよというように決めてしまうと将来的に補填額が非常に大きくなっていく可能性もなきにしもあらずというところで、このコスト構造がどのようになっていくのかということはある程度見通しとして出していただく必要があるのかなと思いました。これは今日すぐということではなくて、また次回にお願いできればと思います。それによってある程度合理性といますか、それほど大きな負担にならないということであればいいと思うんですが、終わろうとしているサービスに国民の負担をつぎ込んでしまうと、この後、今まさに始まろうとしているブロードバンドユニバーサルサービスの負担金等の合計で通信関係の負担金が非常に大きくなるという可能性もなきにしもあらずです。単純にここだけを見ずして全体のバランスを考えながら検討していく必要もあるのかなと思いました。それが1点目です。

それから2点目は、ZTV様と日本ケーブルテレビ連盟様の御発表で、特にZTV様の御発表の大項目の2番あるいは3番というのは経験されたからこそ出てくる御知見でありまして、これは非常に有意義だと思っております。

そのあとの第三次答申に向けた意見については、両者様もほとんど内容的には一緒の感じがするんですが、少し大上段に振りかぶったような質問をさせていただきたいんですが、今御指摘いただいたこの内容が解決すればケーブル事業者さんが手を挙げていただけると期待してよいのか、どうなのでしょうという疑問があります。今、多くのケーブルテレビ事業者さんが様子見の状況にあると思うんですが、

そういうところだけじゃなくて、もっと違うところに本質的な問題があるのかどうか、木を見て森を見ないような議論になってもいけないとも思いますので、その辺の感覚を教えていただけるとありがたいです。

私からは以上です。

【大谷主査】

ありがとうございます。今おっしゃった御質問は私からもお聞きしたいと思っておりましたので、後ほど御回答いただくようにしたいと思います。

それでは、関口委員、よろしくお願いします。

【関口主査】

関口でございます。チャットを総務省単体だけに送っていたので大谷先生は見ることはできずに、多分口頭で連絡が行ったんだろうと思いますけど、失礼いたしました。

もう最後ですし、先生方の御意見に賛同するところも多いので、かいつまんだ主な内容だけ申し上げたいと思います。

まずは、メタルのところで4.9%、2σの縦、横を外してくれという御依頼ですけれども、9ページの①②の説明というのはそれなりに根拠があることなので、私はこれを外すことに賛同します。

ただ、この交付金制度は負担する側のことも考慮しなければいけないということもありますので、まずはあるべき姿を模索・議論した上で、最終的に仕上がりとしてどうなのかということを含めた総合的な判断をすべきなのかなと思っております。その意味で、①②は正当な理由があると私は考えました。

それから、今回ブロードバンドユニバーサルサービスについて手が挙げたのは3者さん、それぞれの者の交付金はNTT東日本が1億円、NTT西日本は500万円、ZTVさんは0円という形で、何か肌感覚に合わない結果になってしまったということがあって、多くの方に手を挙げていただきたいということのほかに、感覚的におかしいことは直さなきゃいけないという反省が今回のヒアリングにつながったと理解しております。

それと、NTT西日本さんの事業が昔から「苦しい、苦しい」と言われていたのは離島の存在なんですよ。その意味で、15ページのポンチ絵は非常に意味があることだと私は思っています。

一方で、相田先生の御主張ももっともなところがあるんですけども、実は今年の2月の頭に内閣府郵政民営化委員会で離島の視察をしてまいりました。これは日本郵便さんが倉庫を新たに診察室に改造して提供されて、山口県柳井市の平郡という島で日本初のオンライン服薬指導を始めたのを見せていただいたのです。地図で見ると近いように感じるんですが、フェリーで片道1時間40分かかる所でした。

実際に行ってみて、島というのは隆起して山ができて、そしてそれが侵食されて平地が島の周りにできて、そこに人が住むということが非常によく分かりました。その意味で、このポンチ絵に平地が描いてありますが、本当はこんなに広くないんです、ほとんど山なのですけども、離島の状況を良く表現出来ていると思いました。平地にへばりつくようにして民家が建っているというエリアは人口が有る程度密に存在することから一般支援区域になってしまうのです。そして山の所にぽつんぽつんとある家が特別支援区域になって、この状況をルールどおりに町字ごとの判別をしてしまうと、結果的に海底ケーブルの支援割合が極端に減ってしまうという事態なので、私は離島については一般支援区域、特別支援区域の判別は別に定めて、全体を特別支援区域としてカバーすることで海底ケーブルの維持費用を支援するということは必要なんだろうと思いました。

ほかにもあるんですけども以上にさせていただきます。どうもありがとうございます。

【大谷主査】

コメントありがとうございます。

言い残したコメントも皆様おありだということですので、ちょうど今17時になっておりますけれども、先ほどいただいた御質問への御回答はこの場でいただくとしても、御質問できなかった項目、それからコメントだけを残してしまったという場合には、後ほど事務局のほうにメールでお寄せいただくようお願いしたいと思います。

それでは、先に長田先生からいただいているNTT様への御質問、それから砂田先生からいただいている日本ケーブルテレビ連盟様への御質問2点、それから三友先生からのZTV様、また日本ケーブルテレビ連盟様への御質問について、順に回答をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【NTT西日本】

NTT西日本の木下でございます。三友先生の今後の見通しの点についても少し御回答差し上げたいと思います。

まず、長田先生からいただきました赤字が生じる期間というのはいつまでだと、減価償却期間という意見もあるけどという話だったと思います。現行の第二種交付金制度というのはもともと維持費でして、造ったお金というのは高度無線補助事業で基本支援されるため、減価償却期間というのがなじむのかどうかというのは少しあるんですけど、当社として申し上げているのは、とにかく支援いただきたいのはサービス提供に係る赤字額でございますので、その赤字が出ている間は補填いただきたい。逆に需要が増加したり効率化が進んだりということで黒字になればその補填は不要でございますので、期間としては具体的な何年というものではないですけど、赤字が生じている期間については補填していただきたいといったことでございます。

あともう一つ、三友先生からいただきました10ページの交付金の件について、2035年の見通しがないと少し判断がしにくいという話があったかと思いますがけれども、このコストは実コストではなく、あくまでLRICのコストでございますので、入力値を大きく変えたり、最近LRICはあまりそういうことをやっていらっしゃらないのではないかなと思うんですけど、それがない限りは基本的に交付金額は安定的になるものだと思います。なお、加入電話の需要は当然下がっていきますので、どちらかというとLRICで試算する交付金額は下がり気味だと考えてございますので、2035年も基本的に交付金額が大きく上昇したりということはなく、同じか寧ろ少し下がるぐらいなのではないかなと思ってございますので、もし回答が必要であればまた検討いたしますけど、そんなに交付金額がとんでもない金額になるということはないと思ってございますので、それを踏まえて御検討いただければと思ってございます。

以上でございます。

【大谷主査】

ありがとうございます。それでは、日本ケーブルテレビ連盟様、お願いいたします。

【日本ケーブルテレビ連盟】

日本ケーブルテレビ連盟の村田でございます。最初に砂田先生の御質問にお答えい

たします。

我々が4ページで示させていただいた1利用者当たりの補填金額の上限というような表現でございますけれども、これについては、ここにも書かせていただいているように「点」での整備というのは相当なコスト増につながるという可能性がありまして、今、具体的な積算というのは点ごとによってそれぞれ違いますので数字としては用意しておりませんけれども、どれぐらいのコストになるかというのがちょっと見えない中で、際限のない補填というのを少し危惧しているということでございます。その辺のところを今後検討していきたいなと考えている次第でございます。

2つ目の御質問で、6ページに書かせていただいている役務提供が可能な大事業者さんという表現でございますけれども、これについては、基本的にはNTT東日本さん及び都道府県をまたいで事業展開されている事業者さんということを想定しているとお考えいただければと思います。

それから、三友先生からの御質問で、現状、申請がZTVさんだけであり、今後どうなんだというような御質問でございますけれども、あくまで今ブロードバンドユニバーサルサービス制度が始まったばかりということもあり、ちょっと様子見しているところもあると思います。それから、最終保障提供責務のお話もいろいろ議論が進んでいくという中で、それを見ながら手を挙げていく申請者は出てくるのではないかなと考えている次第でございます。

以上でございます。

【大谷主査】

日本ケーブルテレビ連盟様、御回答ありがとうございました。

同じ質問につきまして、ZTV様は既に手を挙げていらっしゃる事業者ではあるんですけれども、コメントがございましたら御発言いただけますでしょうか。

【ZTV】

ありがとうございます。三友先生から御質問いただきました件で、今後第二種適格の事業者がどうやっていけば増えていくのかというところは、弊社もぜひ第二種適格になっていただけたところが増えていくことが望ましいと考えているんですけれども、弊社が昨年第二種適格に指定していただきましてから、私まで連絡を頂戴した事業者

さんが4者か5者いらっしゃいました。その中では、手続きがもう少し簡素にならないかなということをおっしゃられていたところでした。申請に対してとか、原価算定に対して複雑な要素が絡んでくるとか、KEYCODEの部分をデータベース化していただければというところもあります。

あと、一番注目されているところは、赤字額がどの程度補填されるかというところが皆さん注目されているところであると思うんですけども、今回、NTT東日本様、NTT西日本様からも御意見がありました大幅な地域は収支状況によらず交付対象にしていただくという、その交付対象の拡大というのがあれば間違いなく我々に続いていただく事業者が増えていく制度になるんじゃないかなと考えております。

私からは以上となります。

【大谷主査】

ありがとうございます。三友委員、いかがでしょうか。

【三友構成員】

どうもありがとうございます。ぜひ、今御指摘があったところを踏まえて分かりやすくして、長期でなおかつ安定的にどれだけ補填されるのかというのが分かるように、なおかつ制度が事業者の過度の負担にならない、この2つについては引き続き検討していく必要があるのかなと思いました。どうもありがとうございました。

【大谷主査】

貴重なやり取りをありがとうございました。

それでは、もう時間を大分過ぎてはおりますけれども、長田委員から全員にコメントの形で記入していただいているものを代読させていただきます。

「現在、ブロードバンドが敷かれていない地域に住んでいらっしゃる方が新たにサービスを求める場合、近隣でサービスを提供されている社にそれを求めるのが普通なのかと思います。その実現を可能にするような仕組みになるよう、ぜひ総務省でも工夫を凝らして検討していただければと思います」というコメントを頂戴しております。これまでの議論と同じトーンの御意見を頂戴していると思います。

すみません、私の不手際もございまして、恐らく述べたい意見、質問を出し切れな

かったかと思えますけれども、プレゼンテーションをしてくださった3者の皆様、本当に丁寧に御回答いただきましてありがとうございました。今後追加で御意見、御質問が出てくるようでしたら、それにも御対応いただけるよう、さらに御協力をよろしくお願いいたします。

それで、事務局から、後ほど質問の期限とかをお示ししていただければと思います。併せて、次回の日程についても事務局から御連絡をお願いいたします。

【事務局】

事務局でございます。本日もありがとうございました。

次回会合においても事業者等からのヒアリングを予定しておりますけれども、詳細については、後日、事務局より御連絡差し上げます。よろしくお願いいたします。

【大谷主査】

それでは、以上をもちまして第50回情報通信審議会電気通信事業政策部会ユニバーサルサービス政策委員会及び第7回ユニバーサルサービス制度における交付金・負担金の算定等に関するワーキンググループの合同会合を終了させていただきます。本日は、活発な御議論を長時間にわたりましてありがとうございました。

以上